

改正 1-7

公的年金（老齢給付）

1 老齢基礎年金の受給

(1) 受給資格期間

(途中省略)

■年金額

原則、40 年（480 月）加入した場合にのみ、満額 786,500 円（平成 24 年度） を年間で受給できます。なお、平成 23 年度は 788,900 円 でした。金額は毎年見直されます。未納、免除あるいは猶予の期間があると満額を受給できません。

●老齢基礎年金の受給額

$$\text{老齢基礎年金} = \frac{\text{786,500 円} \times \text{納付済月数} + \text{免除された月数（※調整あり）}}{\text{加入可能月数（通常 480 月）}}$$

2 老齢厚生年金の受給

(2) 特別支給の老齢厚生年金

①報酬比例部分

(途中省略)

…、物価スライド率 0.978（平成 24 年度） は穴埋め問題で出題されています。

【計算式】

(途中省略)

$$\text{②報酬比例部分} = (\text{A} + \text{B}) \times 1.031 \times \text{0.978（物価スライド特例水準）}$$

②定額部分

(途中省略)

【計算式】

$$\text{定額部分} = 1,676 \text{ 円} \times (1.875 \sim 1.000) \times \text{被保険者月数} \times \text{0.978}$$

(生年月日による)

 部分が改正点です。